第明三治十種三郵十便五物年認三月可日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産・免責・再生関係　一

特殊法人等
型式適合認定・厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　四七

地方公共団体
行旅死亡人関係　四八

会社その他

会社決算公告

公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８９５号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目４番１－103号
債務者　齋藤　貴博
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３８３号
北海道石狩市花川東１条２丁目79番地　ＦＩＮＥ－Ｃ101号
債務者　丸山　喬洋
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３８４号
北海道石狩市花川東１条２丁目79番地　ＦＩＮＥ－Ｃ101号
債務者　丸山　千草（旧姓田波）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５２号
札幌市厚別区厚別中央４条６丁目１番７号
岩田マンション２－Ｂ
債務者　梶　　正勝
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５０６号
札幌市西区二十四軒２条２丁目４番21－212号
債務者　堀江　季央
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５４２号
札幌市西区発寒16条４丁目５番７号　フェリシティ発寒203号
債務者　上林　敬子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５６０号
札幌市東区北７条東７丁目12番地11　光星第４団地Ｈ４棟807号
債務者　澤田　雅陽
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７１６号
札幌市豊平区福住１条５丁目２番５号
債務者　南　真佐子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７２８号
札幌市東区東雁来８条１丁目１番１号　中川ハイツ２－103号
債務者　老月　　宏
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７２９号
札幌市東区東雁来８条１丁目１番１号　中川ハイツ２－103号
債務者　老月真由美
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７４４号
札幌市手稲区稲穂２条３丁目６番10－105号
債務者　佐藤　礼子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７６６号
札幌市白石区南郷通15丁目南１番28号　リヴァージュー吉崎205号
債務者　片桐　まり
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部